

資料編

計画策定に係る資料

1 府中市子ども・子育て審議会に係る資料

(1) 府中市子ども・子育て審議会条例

平成 25 年 6 月 24 日

条例第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)

第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、府中市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、法第 77 条第 1 項に規定する事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 15 第 4 項の規定により同条第 2 項の認可に際し意見を述べ、並びに地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえつつ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(平 27 条例 10・一部改正)

(組織)

第 4 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員(臨時委員を除く。次条、第 7 条第 1 項及び第 9 条第 2 項において同じ。)20 人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業等に携わる者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募による市民

(平 27 条例 10・一部改正)

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 6 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平 27 条例 10・追加)

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 27 条例 10・旧第6条繰下)

(会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 27 条例 10・旧第7条繰下)

(部会)

第9条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平 27 条例 10・追加)

(委員以外の者の出席)

第 10 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(平 27 条例 10・旧第8条繰下)

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 27 条例 10・旧第9条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年 12 月府中市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

子ども・子育て審議会委員	日額 11,000 円
--------------	-------------

付 則(平成 27 年 3 月 13 日条例第 10 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 府中市子ども・子育て審議会等での検討経過

① 府中市子ども・子育て審議会

<平成30年度>

回	年月日	議題
第1回	平成30年4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 (1)府中市の子ども・子育て支援に関する計画（平成32年度～平成36年度）の策定について (2)府中市子どもの未来応援基本方針（仮称）の策定について (3)府中市における放課後子ども総合プランの推進について
第2回	7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市子ども・子育て審議会放課後対策部会について ・府中市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る審議会スケジュールについて ・子どもの生活実態調査の概要及び調査票案について
第3回	9月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市子ども・子育て支援に関する市民意向調査について ・平成29年度府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について
第4回	10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について ・府中市子どもの未来応援基本方針（仮称）の骨子案及び府中市子どもの生活実態調査実施状況報告（速報）について
第5回	11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市子どもの未来応援基本方針（仮称）案について
第6回	平成31年1月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申「府中市における放課後子ども総合プランの推進について」（報告） ・答申（案）「府中市子どもの未来応援基本方針（仮称）」について ・府中市子ども・子育て支援に関する市民意向調査実施状況報告（速報）
第7回	3月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設の利用定員について

<令和元年度>

回	年月日	議題
第1回	平成31年4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の「量の見込み」について
第2回	令和元年5月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」について ・平成30年度府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について
第3回	7月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次府中市子ども・子育て支援計画（仮称）素案について
第4回	8月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次府中市子ども・子育て支援計画（仮称）案について
第5回	9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次府中市子ども・子育て支援計画（仮称）案について
第6回	10月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申（案）「第2次府中市子ども・子育て支援計画（案）」

② 府中市子ども・子育て審議会 放課後対策部会

<平成30年度>

回	年月日	議題
第1回	平成30年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長及び副部会長の選出 ・諮問事項の確認 ・放課後子ども総合プランについて ・府中市の放課後対策事業の状況について ・今後の開催予定と進行について
第2回	8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市における放課後子ども総合プランの推進に係る課題について ・課題の解決策について
第3回	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の解決策について ・答申案の骨子について
第4回	11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案について
第5回	12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案について

(3) 府中市子ども・子育て審議会等委員名簿

① 府中市子ども・子育て審議会

選出区分	No.	氏名	役職名等
子どもの保護者 (公募市民)	1	宮前 祐子	※令和元年7月に退任
		山本 京子	※令和元年7月に委嘱
	2	山崎 史衣	
子どもの保護者	3	二瓶 信行	府中市立小中学校PTA連合会 庶務幹事 ※令和元年7月に退任
		内海 直樹	府中市立小中学校PTA連合会 庶務幹事 ※令和元年7月に委嘱
事業主代表	4	臼井 正	むさし府中商工会議所 常議員
労働者代表	5	工藤 祐輔	連合三多摩・東部第二地区協議会 幹事 (東芝労働組合府中支部 執行委員) ※平成30年8月に退任
		久保 克公	連合三多摩・東部第二地区協議会 幹事 (東芝労働組合府中支部 執行委員) ※平成30年8月に委嘱
子ども・子育て支援 関係団体	6	植松 政数	NPO法人 トータルサポート府中 事務局長
	7	木下 義明	府中市私立保育園園長会 会長 (分倍保育園 園長)
	8	栗原 葉子	NPO法人 アビリティクラブたすけあい 府中たすけあいワーカーズぽぽ 理事長
	9	酒井 泰	府中市立中学校長会 (府中市立府中第五中学校 校長) ※令和元年7月に退任
		佐藤 光宏	府中市立中学校長会 (府中市立府中第八中学校 校長) ※令和元年7月に委嘱
	10	芝辻 義治	府中市民生委員児童委員協議会 会長 ※平成30年8月に退任
		林 比典子	府中市民生委員児童委員協議会 会長 ※平成30年8月に委嘱
	11	高橋かおる	社会福祉法人 府中市社会福祉協議会 地域福祉部地域活動 推進課 コーディネーター担当主査
12	田中 公	東京都認証保育所府中市連絡会 会長 (田中保育所 代表)	

選出区分	No.	氏名	役職名等
子ども・子育て支援 関係団体	13	仲 静宏	府中市自治会連合会 副会長 ※令和元年7月に退任
		八木下 武良	府中市自治会連合会 副会長 ※令和元年7月に委嘱
	14	中田 徳彦	府中市青少年委員会 副会長 (府中天神町幼稚園 園長)
	15	畑山 恭子	社会福祉法人 多摩同胞会 子ども家庭支援センターたち センター長
	16	臺田 薫	認定NPO法人 育て上げネット 執行役員
	17	○平田 嘉之	府中市私立幼稚園協会 顧問 (府中白糸台幼稚園 園長)
	18	山下 博一	府中市立小学校長会 (府中市立小柳小学校 校長) ※平成30年10月に退任
堀越 新一		府中市立小学校長会 (府中市立小柳小学校 校長) ※平成30年10月に委嘱 ※令和元年7月に退任	
濱田 忠宏		府中市立小学校長会 (府中市立四谷小学校 校長) ※令和元年7月に委嘱	
学識経験者	19	◎汐見 稔幸	東京大学 名誉教授
公募市民	20	木嶋 博美	※令和元年7月に退任
		成川 綾	※令和元年7月に委嘱

※ 選出区分別の50音順・敬称略(◎=会長、○=副会長)

② 府中市子ども・子育て審議会 放課後対策部会

No.	氏名	役職名等	委員区分
1	○伊藤 仁	府中市青少年対策浅間地区委員会 委員長	臨時委員
2	井上 伸治	公募市民	臨時委員
3	植松 政数	NPO 法人 トータルサポート府中 事務局長	本会委員
4	坂田 優子	公募市民	臨時委員
5	中島 祥広	府中市立府中第十小学校 校長	臨時委員
6	◎牧野 晶哲	白梅学園大学 子ども学部家族・地域支援学科専任講師	臨時委員

※ 50音順・敬称略（◎＝部会長、○＝副部会長）

2 用語解説

あ 行

■ アウトリーチ（本文掲載28ページ）

英語で手を伸ばすことを意味する。公的機関、公共的施設などが行う地域への出張サービスをいう。

■ SNS（Social Networking Service）（本文掲載50・51ページ）

登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

■ NPO（Non Profit Organization）（本文掲載51・82～84ページ）

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指し、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をNPO法人という。

■ M字型曲線（M字カーブ）（本文掲載2・14ページ）

女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する現象のこと。

か 行

■ 家庭的保育事業（本文掲載4・36ページ）

家庭的保育者が少人数の3歳未満児を居宅等で保育する事業で、平成22年から児童福祉法により法定化された。地域型保育給付の対象となる区市町村の認可事業として位置付けられており、定員は5人以下とされている。

■ 基幹保育所（本文掲載31ページ）

平成26年1月策定の「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」に基づき、市内の6つの各エリアに1か所ずつ選定した市立保育所のこと。市が設置運営する15か所（方針策定時点）の市立保育所が持つ人材等の資源を6か所の基幹保育所に重点的に集約し、地域における子育て支援拠点施設として機能の強化を行うもの。

■ 教育・保育給付（本文掲載4・5ページ）

「子どものための教育・保育給付」のことで、認定こども園、幼稚園、保育所を通じて共通の給付である「施設型給付」と家庭的保育事業等に対する「地域型保育給付」があり、就学前の子どもが対象の教育・保育施設や保育事業の利用に係る費用が、公的な給付と利用者の負担により賄われる仕組みとなっている。

■ 居宅訪問型保育事業（本文掲載4ページ）

地域型保育給付の対象となる区市町村の認可事業として位置付けられており、3歳未満児を対象に、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保育を必要とする子どもの居宅で1対1による保育を提供する事業。

■ 合計特殊出生率（本文掲載11ページ）

各年次の出生の水準を表す最も代表的な指標。人口動態統計によって、15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計から計算される。年齢別出生率とはその年に各年齢の人口のうち出生を経験する人の割合で、合計特殊出生率は女性が一生涯に持つであろう平均的な子どもの数ともいわれる。（*）

（*）参考文献 「社会福祉用語辞典 第9版」ミネルヴァ書房

■ 子育て安心プラン（本文掲載2・3・13・36ページ）

平成29年6月に策定された国のプラン。待機児童を解消し、待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消することを目的とし、保育の受け皿の拡大等の各種対策を講じるもの。

■ 子育て世代包括支援センター（本文掲載28ページ）

平成26年度から実施されている妊娠・出産包括支援事業と、平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度の利用者支援や子育て支援などを包括的に運営する機能を担う。

■ 子ども家庭支援センター（本文掲載20・21・28～30・39・44～47・69・70・83ページ）

子育て家庭からの育児などの相談や子ども自身からの相談、児童虐待に関する相談に応じるほか、親子の交流の場を提供し、子育てをしている人の仲間づくりや子育てに関する情報提供など、子育て家庭への支援を行う施設。府中市には「たち」、「しらとり」の2つの子ども家庭支援センターがある。

■ 子ども・子育て支援法（本文掲載2・6・7・54・58・78ページ）

全世帯型社会保障実現を目指して平成24年8月に成立・公布された法律。子どものための現金給付（児童手当）や教育・保育給付の仕組み、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業、子ども・子育て支援事業計画などについて定めている。

■ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（本文掲載3・6ページ）

平成25年6月に成立。この法律は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

■ 子どもの貧困率（本文掲載42ページ）

厚生労働省が国民生活基礎調査を基に、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき算出している相対的な指標で、17歳以下の子どものうち、貧困世帯にいる割合。

■ 子ども・若者育成支援推進法（本文掲載51ページ）

子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための枠組みを整備することや、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を図ることなどを目的とする法律で、平成22年4月施行。

■ 今後の保育行政のあり方に関する基本方針（本文掲載58ページ）

府中市の保育・子育てサービスの更なる充実を目指し、今後の保育行政の取組の方向性を示すため、府中市保育検討協議会の報告等を踏まえて、平成26年1月に策定した基本方針。内容としては、基礎的エリア区分による子育て支援の充実や、市立保育所の重点集約化、民間活力の積極的な活用等についてを記載している。

さ 行

■ 産後うつ（本文掲載32・33ページ）

分娩後の数週間、ときに数カ月後まで続く極度の悲しみや、それに伴う心理的障害が起きている状態のこと。

■ 事業所内保育事業（本文掲載4・36ページ）

企業などが職場の労働力確保と福利厚生の一環として、企業の建物等の一部を利用して従業員の子どもの保育するほか、地域で保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業で、主に病院や女性労働者を多く雇用している企業で実施されている。地域型保育給付の対象となる区市町村の認可事業に位置付けられている。

■ 次世代育成支援対策推進法（本文掲載3・6・7ページ）

平成15年に制定・公布された10年間の時限立法。平成17年度から施行されている。「我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる」（厚生労働省）法律である。平成26年4月、更に10年間の延長が決定した。

■ 施設型給付（本文掲載4ページ）

子ども・子育て関連3法に基づく制度の一つで、保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。市町村が施設・保護者に経費や助成金の支給を行う。

■ 児童館（本文掲載48・49ページ）

児童福祉法に定められた児童福祉施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として設置される施設。地域の児童の健全育成及び子育て支援の拠点施設となっており、児童の遊びを指導する児童館指導員が配置されている。府中市では、各文化センター内に設置されている。

■ 児童虐待（本文掲載2・3・20・21・25・26・28・44・45ページ）

親又は親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的虐待、心理的虐待、性的虐待及びネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）等の行為をいう。（*）

（*）参考文献 「社会福祉用語辞典 第9版」 ミネルヴァ書房

■ 児童相談所（本文掲載21・45ページ）

市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される行政機関のこと。

■ 児童発達支援センター（本文掲載46・47ページ）

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能をいかし、地域の障害児やその家族の相談支援及び障害児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設。

■ 児童福祉法（本文掲載3・7・46・78ページ）

次代の担い手である児童一般の健全な育成及び福祉の積極的増進を基本精神とする児童についての根本的総合的法律。総則、福祉の保障、事業・養育里親及び施設、費用、国民健康保険団体連合会の児童福祉法関連業務、審査請求、雑則、罰則の全8章から構成されており、児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所等の児童福祉機関の役割と業務、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が規定されている。

■ 小規模保育事業（本文掲載4・36ページ、「小規模保育」含む）

3歳未満児を対象として定員6人以上 19人以下の少人数で行う保育事業で、地域型保育給付の対象となる区市町村の認可事業として位置付けられている。

■ 心身障害者福祉センター（本文掲載46ページ）

心身障害者の文化教養の向上を図るとともにその社会参加と自立を助長することにより、心身障害者の福祉を増進するための施設。医療、療育、生活、職業等の相談及び指導に関するもののほか、施設や図書の出借等を行う。

■ 新・放課後子ども総合プラン（本文掲載3・7・48・49ページ）

平成30年9月に策定された国のプラン。平成26年7月に策定された放課後子ども総合プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組を更に推進させるため、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の待機児童の早期解消、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）と放課後子供教室の連携の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、新たな放課後児童対策のプランのこと。

■ 青少年対策地区委員会（本文掲載51ページ）

青少年問題協議会から委嘱された委員により構成され、市立中学校の学区を単位とした11の地域において、青少年の健全育成を目的に活動している団体。青少年健全育成基本方針に基づき、各地域においてパトロールなどの環境浄化活動を行っているほか、スポーツ大会などの育成事業や非行防止活動などを実施している。

■ 相対的貧困率（本文掲載22ページ）

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない世帯員の割合のこと。

た 行

■ 待機児童（本文掲載2・3・18・26・36・37ページ）

認可保育所等の入所要件を満たし、入所の申込みをしているにもかかわらず、認可保育所等に入所できない児童のこと。

■ 地域型保育給付（本文掲載4ページ）

子ども・子育て関連3法に基づく制度の一つで、小規模な保育施設に対する財政措置。小規模な保育施設を拡充し、都市部での待機児童を解消することを目的とする。

■ 地域子育て支援センター（本文掲載28～31・70ページ）

市立保育所（基幹保育所）において、利用者支援事業や子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）を行う施設。

■ 特定教育・保育施設（本文掲載34～36・55・61～67・69・80ページ）

幼稚園、保育所、認定こども園のうち、子どものための教育・保育給付の対象施設として市町村の「確認」を受けた施設。

■ 特定地域型保育事業（本文掲載34・36・61～67ページ）

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業のうち、子どものための教育・保育給付の対象事業としての市町村の「確認」を受けた事業のこと。

な 行

■ ニート（本文掲載50ページ）

学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない15～34歳の個人（若年無業者）のうち、就業希望は表明していながら求職活動は行っていない「非求職型」及び就職希望を表明していない「非希望型」を指すのが一般的である。

なお、若年無業者は、上記の「非求職型」及び「非希望型」のほか、就業希望を表明しかつ求職活動を行っている「求職型」に分類される。

■ 認可外保育施設（本文掲載4・5・15・36・54・55・61～67ページ）

児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない保育施設のことで、「認証保育所」などの地方単独保育事業の施設も含む。

■ 認可保育所（本文掲載15～17・34・36～38・61～67ページ）

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし、都道府県が認可した保育施設。保護者の就労や病気などの理由により、保育を必要とする小学校就学前の子どもの保育を行う。

■ 認証保育所（本文掲載17・34・36・37・55・82ページ）

多様化する保育ニーズに応えるため、東京都が平成13年度から導入した制度で、認可外保育施設に東京都独自の基準（認証基準）を設け、基準を満たす保育所を認証保育所として東京都と区市町村が運営費を補助するもの。利用者と保育所との直接契約により入所決定がなされ、保育料も各保育所が独自に設定する（上限あり）。教育・保育給付の対象施設とはならず、認可外保育施設の位置付けとなる。

■ 認定こども園（本文掲載4・5ページ）

幼稚園と保育所を一体化した施設として検討されてきた総合施設の名称として「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」により規定されている施設。認定こども園は、保護者の就労の状況にかかわらず教育・保育を一体的に提供すること及び地域での子育て支援を実施することが2つの主たる事業である。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類があり、学校及び児童福祉施設として法的位置付けを有する単一の施設となる。種類に応じて都道府県、指定都市又は中核市が認可（認定）の権限を持つ。

は 行

■ パブリック・コメント手続（本文掲載8ページ）

行政が基本的な施策等を策定するに当たり、広く公表し、市民等の意見を求める手続のことをいう。

■ ひきこもり（本文掲載50ページ）

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念。（厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より）

■ 被虐待児童（本文掲載25ページ）

親又は親に代わる保護者により、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待及びネグレクト（保護者の怠慢ないし拒否）等の行為を受けた児童。

■ 府中市青少年健全育成基本方針（本文掲載50ページ）

府中市青少年問題協議会における審議により、青少年健全育成の諸施策を実現するための目標を定めた単年度の指針であり、令和元年度は、「心のかような家庭づくりの推進」、「地域活動への参画と地域社会との交流の促進」、「豊かな創造性と情操の育成」、「青少年が抱える悩みや困難な課題に対する支援」、「地域の社会環境浄化と安全確保の推進」の5つの重点目標からなっている。

■ 保育コンシェルジュ（本文掲載28・29・37ページ）

就学前の子どもの保護者からの相談に応じ、保育所や幼稚園など様々な保育サービスの情報提供、相談・助言を行う専門の相談員のこと。

■ 放課後子ども総合プラン（本文掲載3・80・81ページ）

平成26年7月に策定された国のプラン。共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」と文部科学省所管の「放課後子供教室」を連携して実施するという総合的な放課後児童対策のプランのこと。

■ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（本文掲載7ページ）

全てのひとり親家庭で児童が心身ともに健全に育成されることと、母子家庭等の親・寡婦の健康で文化的な生活を保障することを目的とする法律。母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け、居宅における介護等、住宅・就労等に関する福祉上の措置等が定められている。なお、平成26年4月の改正により、父子福祉資金制度の創設等、父子家庭への支援が拡充され、「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に名称が変更され、平成26年10月施行された。

■ 母子健康手帳（本文掲載32・33ページ）

母子保健法に基づき、妊娠の届出をした者に区市町村が交付する手帳のこと。

ま 行

■ マタニティブルー（本文掲載33ページ）

出産直後から数日後までの一時期、気分が変わりやすくイライラしたり、突然不安になったり、涙もろくなったりといった心身の不調を感じる事。

や 行

■ 要保護児童（本文掲載4・24・45ページ）

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。
(児童福祉法)

■ 要保護児童対策地域協議会（本文掲載45ページ）

平成16年の児童福祉法改正により法定化された、区市町村における児童家庭相談体制強化を図るための協議会。虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童の早期発見や援助、保護を図るため、地域の関係機関や民間団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で援助していくためのネットワークで、平成20年の改正児童福祉法により、協議会の支援の対象として特定妊婦（妊娠期から特に支援を要する妊婦）や要支援児童及びその保護者も含まれることとなった。（*）

（*）参考文献 「社会福祉用語辞典 第9版」 ミネルヴァ書房

第2次 府中市子ども・子育て支援計画

発行年月：令和2年3月

発行：府中市

編集：府中市 子ども家庭部 子育て応援課

所在地：〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電話：042-364-4111（代表）042-335-4192（直通）

F A X：042-334-0810